

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		用途地域における建築制限の適用除外の許可
根拠法令及び条項		建築基準法第48条
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
審	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定（許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざる得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるため）
査	参考事項	<p>解釈文書等</p> <p>「建築基準法質疑応答集」（第一法規 平成元年）</p> <p>「条件付同意及び条件付許可」（昭和29年5月7日 住指発第625号）</p> <p>「設計変更による再許可の場合の聴聞」（昭和30年2月19日 住指受第134号）</p> <p>「ただし書許可における「利害関係を有する者」の範囲」（昭和48年12月14日 住街発第1478号）</p> <p>「自動車車庫に係る建築基準法第48条第1項から第3項までの規定に基づく許可の運用について」（平成2年11月26日 建設省住街発第147号）</p> <p>「自動車修理工場に係る建築基準法第48条第5項から第7項までの規定に関する許可の運用について」（平成5年6月25日 住街発第95号）</p> <p>「地下貯槽により貯蔵される液化石油ガスの貯蔵又は処理に供する建築物に係る建築基準法第48条第4項から第10項までの規定に関する許可の運用について」（平成13年3月23日 国住街発第205号）</p> <p>「規制改革の推進と都市計画・建築規制制度の運用について」（平成17年3月25日 国都計第149号 国住街第295号）</p> <p>「引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法用途規制違反への対応及び同法第48条の規定に基づく許可の運用について」（平成22年9月10日 国住指第2263号 国住街第78号）</p> <p>「水素スタンドにおける圧縮水素の貯蔵又は処理に対する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について」（平成23年3月25日 国住街第187号）</p> <p>「自動車修理工場の立地に関する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について」（平成24年3月31</p>
		準

		<p>日 国住街第257号)</p> <p>「学校給食共同調理場に係る建築基準法第48条の規定に基づく許可の事例について(技術的助言)」(平成27年12月4日 国住街第124号)</p> <p>「小規模な圧縮水素スタンドにおける圧縮水素の製造に対する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について」(平成28年3月8日 国住街第168号)</p> <p>「第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域におけるコンビニエンスストアの立地に対する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について」(平成28年8月3日 国住街第93号)</p> <p>「準住居地域、近隣商業地域及び商業地域における原動機を用いた仕分、包装、荷造等の諸作業を伴う倉庫の立地に対する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」(平成28年8月29日 国住街第100号)</p> <p>「建築基準法の一部を改正する法律等の施行について」(令和元年6月24日国住指第654号 国住街第41号)</p> <p>「建築基準法第48条の規定に基づく郵便局の許可事例の情報提供等について」(令和元年6月28日 国住街第43号)</p> <p>「商業施設から農作物栽培施設へ用途変更する場合に係る建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用等について」(令和元年7月10日 国住街第56号)</p> <p>「新たな農業生産施設の立地に関する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用等について」(令和2年1月16日 国住街第130号)</p> <p>「建物用途規制緩和の運用実態とその解説」(令和2年8月7日 国土技術政策総合研究所)</p> <p>「建築基準法第48条の規定のただし書に基づく許可に関する円滑な運用について」(令和2年12月24日 国土交通省住宅局市街地建築課)</p> <p>「第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域におけるシェアオフィス等の立地に係る建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」(令和3年6月25日 国住街第96号)</p>
	設定等年月日	年 月 日設定(年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	60日
	設定等年月日	平成16年4月1日設定(年 月 日最終変更)